○文部科学省告示第百二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十一月四日

文部科学大臣　関　芳弘

名称	関係告示	所在地
日本基督教団大阪教会	平成八年文部省告示第二百十一号	大阪府大阪市西区江戸堀一―二三―一七

○農林水産省告示第千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　青森県平川市碇ヶ関西碇ヶ関山一の三三六、船岡三五の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　青森県中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉二一四の二、二四三の九一、二四六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　長野県佐久市春日字春日嶽五九〇七の六八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町三岳三二八六の一、三二八六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　福井県福井市西大味町三四字向子谷四〇の一、四〇の二、四一、四二の一、四二の二、四四、四六の一、四六の二、三五字堂寺土一、二の一、二の二、三の一、四の一、四の二、五、一一の一、一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町糠二二二字上浜二七の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　福井県大野市木本一五二字鳥越三三から三五まで、三六の一、三六の二、三七から三九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一五二字鳥越三六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月四日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北漆谷町西野五の一、六の一、七、八の四、九の一、一〇、一〇の二、一〇の三、一一の一、一二の一、一三、一四の三、一五の一